# 銃器弾丸類取扱規則 （昭和三十年国家公安委員会規則第三号）

#### 第一条（目的）

この規則は、犯罪に関連し、又はその疑いのある銃器弾丸類の鑑識を行うため必要な手続について規定することを目的とする。

#### 第二条（試射弾丸類の送付）

警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、押収、没収、没取等の事由により入手したけん銃又は短銃（以下「銃器」という。）については、これを試射し、よつて得た弾丸、薬きよう類（以下「弾丸類」という。）を銃器弾丸類送付書（別記様式）とともに、すみやかに科学警察研究所長（以下「研究所長」という。）に送付しなければならない。

#### 第三条（銃器の送付）

警察本部長は、前条の銃器が故障その他の事由により試射することができないときは、銃器弾丸類送付書とともに、すみやかにこれを研究所長に送付しなければならない。

#### 第四条（弾丸類の送付）

警察本部長は、押収、没収等の事由により入手した弾丸類については、銃器弾丸類送付書とともに、すみやかにこれを研究所長に送付しなければならない。

#### 第五条（鑑定結果の通知）

研究所長は、この規則に基いて送付を受けた銃器又は弾丸類の鑑定結果をすみやかに当該警察本部長及び関係警察本部長に通知しなければならない。

#### 第六条（銃器弾丸類の返送）

警察本部長は、必要があるときは、この規則に基いて研究所長に送付した銃器又は弾丸類の返送を要求することができる。

##### ２

研究所長は、前項の要求があつたときは、銃器又は弾丸類を当該警察本部長に返送しなければならない。

# 附　則

この規則は、昭和三十年七月一日から施行する。

##### ２

この規則の施行の日前に送付された銃器弾丸類は、この規則に基いて送付されたものとみなす。

# 附　則（昭和三四年三月三一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、昭和三十四年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四五年五月二一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、昭和四十五年五月二十一日から施行する。

# 附　則（平成元年七月三日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。